

重要事項説明書

(予防) 訪問看護

訪問看護ステーション ほのぼの尼崎

利用者： _____ 様

株式会社 ほのぼの

①当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションほのぼの尼崎
所在地	兵庫県尼崎市西難波町4丁目2-24
連絡先	TEL:06-4950-4601 FAX:06-4950-4602
管理者名	落合 亜希子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	2863091142
サービス提供地域	尼崎市 大阪市西淀川区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（12月31日から1月3日までは除く）
営業時間	午前9時から午後18時
サービス提供時間	365日24時間

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	2名	4名	6名
准看護師	准看護師	名	1名	1名

(4) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

②当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 06-4950-4601

担当部署：訪問看護ステーションほのぼの尼崎

担当者：管理者 落合 亜希子

受付時間：午前 9:00～午後 18:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

③事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

④利用料金

(訪問看護)

(1) 利用料金

サービス所要時間	給付単位数	基本料金	負担割合 1割	負担割合 2割	負担割合 3割
20分未満	314 単位	3,359 円	335 円	671 円	1,007 円
30分未満	471 単位	5,039 円	503 円	1,007 円	1,511 円
30分以上1時間未満	823 単位	8,806 円	880 円	1,761 円	2,641 円
1時間以上1時間30分未満	1128 単位	12,069 円	1,206 円	2,413 円	3,620 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(2) 日中以外の利用料金

早朝・夜間・深夜は料金が割増しになります。

時間帯	単位数
早朝 AM6:00～AM8:00 まで	所定の単位数の 25%加算
夜間 PM6:00～PM10:00 まで	所定の単位数の 25%加算
深夜 (PM10:00～PM6:00 まで)	所定の単位数 50%加算

(介護予防訪問看護)

サービス所要時間	給付単位数	基本料金	負担割合 1割	負担割合 2割	負担割合 3割
20分未満	303 単位	3,242 円	324 円	648 円	972 円
30分未満	451 単位	4,825 円	482 円	965 円	1,447 円
30分以上1時間未満	794 単位	8,475 円	849 円	1,699 円	2,548 円
1時間以上1時間30分未満	1090 単位	11,663 円	1,166 円	2,332 円	3,498 円

(2) 日中以外の利用料金

早朝・夜間・深夜は料金が割増しになります。

時間帯	単位数
早朝 AM6:00～AM8:00 まで	所定の単位数の 25%加算
夜間 PM6:00～PM10:00 まで	所定の単位数の 25%加算
深夜 (PM10:00～PM6:00 まで)	所定の単位数 50%加算

○サービスの加算料金

加 算 項 目		単 位	基本料金
初回加算（Ⅰ）		350単位	3745円
初回加算（Ⅱ）		300単位	3210円
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）（1月につき）		500単位	5350円
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）（1月につき）		250単位	2675円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（1月につき）		600単位	6420円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（1月につき）		574単位	6141円
ターミナルケア加算（死 亡 月）		2500単位	26750円
複数名訪問加算	所要時間 30 分未満の場合	254単位	2718円
	所要時間 30 分以上の場合	402単位	4301円
長 時 間 訪 問 看 護 加 算		300単位	3210円
退院時共同指導加算		600単位	6420円
専門管理加算（1月につき）		250単位	2675円
遠隔死亡診断補助加算		150単位	1605円
口腔連携強化加算		50単位	535円
看護・介護職員連携強化加算		250単位	2675円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複 写 物	1 枚につき	5 円
-------	--------	-----

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

片道3km未満	100円
片道3km以上	300円

(4) キャンセル料金

ご利用日の前営業日の時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の自己負担分

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 死後の処置料金

死 後 の 処 置 費	15000円
-------------	--------

(6) 利用料金などのお支払い方法

利用料・その他費用の請求	利用料・その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月毎の合計金額により請求します。請求書は利用明細を添えて利用月の翌月 10 日頃までに利用者の自宅に送付致します。利用月の翌月 15 日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。
利用料・その他の費用の支払い方法	(ア) 事業所での現金支払い (イ) 自動引き落とし (ゆうちょ銀行) (ウ) 事業者指定口座への振込み 【事業者指定口座振込みの場合】 関西みらい銀行 尼崎支店 口座番号 315442 (普通) 口座名義 株式会社ほのぼの 口座名義フリガナ カブシキガイシャホノボノ
利用料支払いに関する留意点	● お支払いを確認しましたら、医療費控除の対象となる額を明らかにした領収書を必ずお渡しいたしますので、大切に保管をお願い致します。 ● お支払いが 1 ヶ月遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 15 日以内にお支払い頂けない場合、契約を解約させて頂き、未払い分をお支払い頂くことになります。

⑤サービスの利用等について

サービスの利用開始	訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。 まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。
サービスの終了	・ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の前日までに、文書でお申し出ください。 ・当事業所の都合でサービスを終了する場合 やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の前日までに、文書で通知いたします。 ・自動終了 (以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します) ■ご利用者様が介護保険施設に入所した場合 ■介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合 ※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。 ■ご利用者様が亡くなられた場合 ・契約解除 ■当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。 ■ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したが 15 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑥相談窓口

事業者はサービスの提供に係る利用者からの相談・苦情等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。利用者から苦情等があった場合は、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村及び、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。当事業者の相談窓口は以下のとおりです。

事業所相談窓口 苦情受付担当者	訪問看護ステーションほのぼの尼崎 管理者 落合 亜希子 (TEL) 06-4950-4601 (FAX) 06-4950-4602 (受付日時) 月～金 AM9時～PM6時 ※ 12/31～1/3は対応しておりません。
事業所相談窓口 苦情解決責任者	法人窓口 (株式会社ほのぼの 統括本部) 所在地：尼崎市建家53番地 (TEL) 06-6415-7291 (FAX) 06-6430-1570 (受付日時) 月～金 AM9時～PM6時 苦情解決責任者： 代表取締役 楠 玲子
外部相談窓口	● 尼崎市健康福祉局 福祉部 介護保険事業担当課 (住所) 尼崎市東七松町1-23-1 (TEL) 06-6489-6322 (FAX) 06-6489-7505 (受付日時) 月～金 AM9時～PM5時30分 ● 兵庫県国民健康保険団体連合会 (住所) 神戸市三宮町1-9-1-1801 (TEL) 078-332-5617 (FAX) 078-332-5650 (受付日時) 月～金 AM8時45分～PM5時15分

⑦秘密の保持

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	・サービス提供上知り得た利用者、またはその家族などの情報は介護保険法、その他諸法令の規定に基づき、正当な理由なく利用いたしません。 ・利用者に対し総合的なサービスを提供するに当たり、サービス担当者会議などで利用者、その家族等の情報を外部の医療福祉事業者等へ提供する際は予め、同意を得るものとします。また、同意を得る際は同意書を作成し確認した後、提出して頂きます。同意書の有効期間は、契約期間と同じとします。 ・個人情報の範囲については、介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとします。
従業者に対する 秘密の保持について	就業規則にて、従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。

⑧高齢者虐待防止について

取組	事業者は、利用者の人権の養護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。 ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。 ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 ・その他虐待防止のために必要な措置 ・サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報致します。
身体拘束等の禁止	当事業所は身体拘束ゼロへの手引き(平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」などを参考にして、利用者に身体拘束を行わないものとします。ただし、前述の手引きに記載のあるような一定の要件を満たしている緊急時ややむをえない場合については、従業者個人で判断せず管理者等と検討し、身体拘束を行う際はあらかじめ利用者の家族に身体拘束の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。そして事業所は、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむをえない理由を記録します。

⑨衛生管理について

衛生管理	・利用者使用する施設、設備、食器類その他の設備、引用する水について常に適切な衛生状態を維持又は衛生上必要な措置を講じます。 ・食器類の洗浄や保管などの取り扱い、衛生管理における設備上の取り扱いなど、日常の衛生管理について必要に応じて保健所の助言や指導を求めています。
感染症の発生及び蔓延の防止食中毒の防止	・感染症蔓延や食中毒の疑いがある場合には、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等にかんする手順(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)」を参考年、保健所の指導・助言を仰ぎながら、サービス提供の一時中止などの適切な対策を講じます。 ・感染症等の発生や蔓延を防止するために、必要に応じて施設内設備や食器類の消毒を行います。 ・インフルエンザや腸管出血性大腸菌(O-157)、レジオネラ症その他の感染症に対し、その発生及び蔓延の恐れがある場合は、サービス提供の一時中止、施設内の消毒等、利用者には医療機関の受診を促すなどの適切な策を講じ蔓延防止に努めます。

⑩ 非常災害時の対応方法

非常災害時の対応方法	天災その他の災害が発生した場合に、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
平常時の訓練等	防災計画を作成し、防災管理者又は責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

⑪ 事故発生時の対応

サービス提供中の事故	・サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者のお住まいの市町村・御家族・居宅支援事業所等へ事故発生の際とその内容及び一時応急対応等を速やかに連絡いたします。 ・事故の解決に向けて、適宜必要に応じて行政担当者、御家族、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員、医療従事者、地域福祉関係者などのサービス関係者と連携を図り協議を行い、最終的な対応に至るまでの支援を行います。
損害賠償	当事業所の看護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。当事業所では、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 : AIG 損害保険株式会社 保険種類 : 包括職業賠償責任保険 支払い限度額 : 100,000,000円
その他	事業所は、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録に止める事と同時に、事故が発生した際にはその原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じます

⑫ その他留意事項

- ・訪問看護員は、身分証明書を携行しております。初回訪問時及び利用者又は、その家族等から求められた時は身分証明書を提示致します。
- ・訪問看護員は清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- ・この「重要事項説明書」の内容に変更が生じた場合は、利用者又はその家族等に対し、その内容を書面に記し、口頭にて説明した上で、署名捺印にて同意確認を行います。
- ・事業所は、従業員の資質向上のために定期的に研修会・勉強会を実施します。また、業務の執行体制についても検証、整備します。
- ・事業所は、その事業の運営に当っては法人の役員・管理者及び従業員が暴力団等ではなく、事業所の運営が暴力団等の支配を受けず、暴力団等を利することとならないようにします。
- ・介護保険サービスの事業活動により、暴力団等の活動を助長し、又は暴力団等の運営に資することのないよう、暴力団等を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

(4) その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

⑬緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

【会社の概要】

社 名 株式会社 ほのぼの
 資本金 10,000,000 円
 社員数 130 名（契約社員含む）
 設 立 平成 19 年 9 月
 所在地 兵庫県尼崎市建家町 68 番地
 代表者 楠 玲子

【事業内容】

（予防）訪問看護

【事業者】

住 所： 兵庫県尼崎市建家町 68 番地

社 名： 株式会社ほのぼの

代 表 者： 楠 玲子

印

【事業所】 訪問看護ステーションほのぼの尼崎

住 所： 兵庫県尼崎市西難波町 4 丁目 2-24

事業所名： 訪問看護ステーションほのぼの尼崎

(指定番号 2863091142)

担当者 落合 亜希子 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代 理 人】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

署名代行理由：